

国立大学法人東京農工大学職員苦情相談規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則 (趣旨) 第1条 この規程は、国立大学法人東京農工大学職員就業規則第62条第2項、国立大学法人東京農工大学非常勤職員就業規則第55条第2項及び国立大学法人東京農工大学特定有期雇用職員就業規則第59条第2項の規定に基づき、職員からの給与、労働時間、勤務評価、日常の労働環境及び不利益処分等に関する苦情の申し出及び相談(以下「苦情相談」という。)並びにこれらの問題に適切に対応するための措置に関する必要な事項を定めるものとする。なお、ハラスメントに関するものは、<u>国立大学法人東京農工大学ハラスメントの防止及び対策等に関する規程</u>に定めるものとする。</p>	<p>本則 (趣旨) 第1条 この規程は、国立大学法人東京農工大学職員就業規則第62条第2項、国立大学法人東京農工大学非常勤職員就業規則第55条第2項及び国立大学法人東京農工大学特定有期雇用職員就業規則第59条第2項の規定に基づき、職員からの給与、労働時間、勤務評価、日常の労働環境及び不利益処分等に関する苦情の申し出及び相談(以下「苦情相談」という。)並びにこれらの問題に適切に対応するための措置に関する必要な事項を定めるものとする。なお、ハラスメントに関するものは、<u>国立大学法人東京農工大学ハラスメント・性暴力等の防止及び対策等に関する規程</u>に定めるものとする。</p>	<p>国立大学法人東京農工大学ハラスメントの防止及び対策等に関する規程の題名変更に伴う改正</p>

附 則 (令和6年1月29日規程第54号)
この規程は、令和6年1月29日から施行する。